

令和2年9月

各位

## 長期優良住宅・低炭素建築物の認定申請に係る 事前協議の合理化について

平素から、本市建築行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、withコロナ社会における取組として、申請者の来庁負担の削減を行うため、長期優良住宅及び低炭素建築物の認定において、認定申請に先立ち住宅性能評価機関で技術的審査を受けた物件については、事前協議を経ずに認定申請ができるよう制度を改正しました。

事前協議を経ずに認定申請を行う際には、以下の事項に御協力いただくこととなります。

- 1 「受付管理票」及び「チェックリスト」の作成し、認定申請書に添えて提出
- 2 窓口での納入通知書への申請者名の記入

「受付管理票」及び「チェックリスト」のフォーマットは、以下のホームページからダウンロードしてください。

### 【ホームページURL】

長期優良住宅：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000186046.html>

低炭素建築物：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000132451.html>

御理解、御協力の程、よろしくお願い致します。

### 本件に関するお問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築審査課  
長期優良住宅・低炭素建築物担当  
電話：075-222-3616